

## 社会医療法人博愛会における公的研究費内部監査規程

平成 28 年 4 月 1 日

この規程は、社会医療法人博愛会（以下、「当法人」という。）における内部監査の制度、実施及び報告に関する基本的事項と、監査を実施するための手順を定める。

（内部監査部門）

第1条 内部監査部門は、最高管理責任者である理事長の直轄的な組織とする。

（監査担当者）

第2条 公的研究費等のモニタリング及び監査を行うために、最高管理責任者は内部監査部門を設置する。内部監査部門は次に掲げる者をもって組織する。

- （1）最高管理責任者
- （2）統括管理責任者
- （3）コンプライアンス推進責任者
- （4）その他最高管理責任者が必要と認める者

（監査の種類）

第3条 監査の種類は、次の各号に定めるものとする。

- （1）通常監査  
当該研究課題における遂行状況及び経費の執行状況について行う監査。
- （2）リスクアプローチ監査  
不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めて実施する監査。

（監査の実施時期）

第4条 内部監査は、年 1 回適時実施する。また、不正発生リスクが高いと思われる場合には、必要に応じて、リスクアプローチ監査を実施する。

（監査の対象）

第5条 監査の対象は、前年度の競争的資金等に係る業務全般とする。

（通常監査事項）

第6条 通常監査は、次の各号に掲げる項目について行う。

- （1）収支簿

- (2) 信憑書類等（請求書、納品書、領収書等）
- (3) 固定資産（備品、設備図書）の納品検収記録
- (4) 謝金関係資料
- (5) 旅費関係資料
- (6) その他、監査に係る必要な事項

（リスクアプローチ監査事項）

第7条 リスクアプローチ監査は、次の各号に掲げる項目について行う。

- (1) 全ての出張を対象とした出張の概要（目的、内容、交通手段、宿泊場所など）に関するヒアリング
- (2) 全ての非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間など）に関するヒアリング
- (3) 内部監査部門で協議し監査対象とされた購入物品につき、研究目的との整合性、使用状況に関するヒアリング及び現物確認
- (4) 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリング

（不正防止計画の実施状況確認）

第8条 不正防止計画推進部署は、内部監査実施に合わせ、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策の実施状況を確認する。

（監査担当者の権限）

第9条 監査担当者の権限は、次のとおりとする。

- (1) 被監査部門の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なもの等を求めることができる。
- (2) 監査実施上必要と認められる各種会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

（被監査部門の義務）

第10条 被監査部門は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

（監査担当者の義務）

第11条 監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査担当者は、業務上知り得た事項は、正当な理由なくして他に遺漏してはならない。
- (2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。

- (3) 監査担当者は、いかなる場合においても被監査部門の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(監査の実施)

第12条 監査担当者は、監査の実施にあたり、予め監査日時・対象者について理事長に承認を得るものとする。

(監査の通知)

第13条 監査責任者は、監査の実施にあたり、予め監査日程とともに監査対象者へ通知するものとする。ただし、緊急または特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査結果の報告等)

第14条 内部監査部門が行った監査について、監査結果報告書を作成し、最高管理責任者及び監事に提出するとともに、会計監査人に報告するものとする。

(改善是正の措置)

第15条 理事長は、改善又は是正の必要があるものについては、該当する研究者の所属長を通してその措置を命じるものとする。措置を命じられた所属長は、直ちにその措置を取り、最高管理責任者に報告しなければならない。

(監事との連携)

第16条 内部監査部門は、監査結果等について、監事等に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

(結果報告の取扱い)

第17条 監査報告の取りまとめ結果については、コンプライアンス教育の一環として、法人内での周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

(規程の更新)

第18条 この規程は、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つ。

附則

この規程は、平成28年4月1日より実施する。